

登所(園)届【B】

施設長 様

子どもの氏名

感染症名 「 _____ 」

上記の病気について、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (医療機関名) _____ を受診し、
診断を受けました。療養の結果、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に病状が回復し、集団生活に支障がない状態
と判断しましたので登所(園)します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名

印

※保護者の皆さまへ

保育所(園)・幼稚(保)園・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登所(園)届の提出をお願いします。

なお、感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が、集団生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

<医師の診断を受け、保護者が登所(園)届を記入することが考えられる感染症>

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

参考:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」